

○中央大学学士会講演会 中央大学学士会会員諸氏は去る三月

304 中央大学学士会講演会

〔『法学新報』第22巻4(252)号 明治45年4月1日〕

十日午後一時より中央大学大講堂に於て学術講演会を開催したり定刻同会理事天野徳也氏開会の辞を述べ大場茂馬氏は「刑事人類学と刑法学」に付き石山彌平氏は「人事篇の欠点及修正」に付き花井卓藏氏は「少年犯罪の研究」に付き来賓法学博士美濃部達吉氏は「選挙法に付き」と題し又奥田義人氏は「遺産相続制を難す」と題し各有益なる講演を試みられ午後六時半に至りて之を終へ大場会長閉会の旨を述ぶ大場氏の論旨は「刑事人類学はロムブローソ氏の犯罪人先天的定型論に始まりフエリー、ガロハーレ氏の祖述に依りて一時世の耳目を聳動せしめたれども第二、第三回の万国人類学会に依り非認せられ今や刑法学者のみならず医学者、生理学者、心理学者の間に於ても認められるに至れり此学派は人の責任を無視し刑法の根本観念と相容れす唯此学派か人に重きを置き研究を遂げたることと犯罪の予防に熱心なりし結果從來の思想に顯著なる刺戟を与へ其改良を促したるの功績は之を没すへからずと云ふに在り石山氏の論旨は主として親族、相続に関する現行法の欠点を指摘し之が改正を必要なりと云ふに在りて（一）戸主権と親権との不調和（二）本家相続の場合に其家と密接の関係ある者に優勝の容啄権を認めざること（三）家産の制度なきこと（四）必要的場合に戸主を廃除し得る規定なきこと（五）親族会の招集に血縁の親疎を問はざること及び親族会の決議を利害關係人に通知するか又は戸籍役場に届出てしむるの規定を欠くこと（六）婚姻の予約に付き財産又は名譽を保護するの規定及び離婚に付き損害を受けたる者を保護するの規定を欠けること（七）氏名権保護の規定

なきこと（八）親権を父母共同にて行ひ其意見合はざるときは父に従ふものと規定せざりしこと（九）繼親子を姻族とせざりしこと（十）家督相続人の他家に入ることを絶対に禁止せること等の欠点を列挙せり花井氏は少年犯罪の研究の極めて必要なことより説き起して少年犯に付き存在せる重要な問題十数箇を示して各国の立法例を紹介し十四歳以上の未成年者には刑罰を科せずして強制の感化教育に服せしむる要あること、少年犯人の為め特別裁判所を設くるの要あることを論し又家庭感化院、寺院感化院設置に関する提案を為せり美濃部氏は其七八年前より唱道しつつある小選挙区の制度を説明して現行法の弊害を指摘せらる氏は選挙に目的は国家的大人物を得るに在らず唯国民の信頼する代表者を得るに在るのみ然らざれば任命又は登用試験等に依るも妨げなき理にて必ずしも選挙に依るの要なきことと為ると言へり是れ恐く吾人の注意すべき所なるへし奥田氏は（一）離婚後再婚に因りて生したる子は前婚の子と共同相続人と為る規定（二）私生子の母死亡すれば其子の意思如何に關らす他の子と共同の遺産相続人として其私生子たることを裁判上公認せらるる規定（三）被相続人に直系卑属なきときは其配偶者は全部の遺産を相続するの規定（四）推定遺産相続人か被相続人に対し虐待を為し又は之に重大なる侮辱を加へたるときは被相続人は其推定遺産相続人の廃除を為すことを得る規定に於て其実親か被相続人たる場合を除外せざること其他數個の点を挙げて我国情に適當せざるものなりとて其理由を説明せられたり当日は純粹なる學術上の講演なりしにも拘らず最終

まで空席を見ざりしは聴衆の熱心なりしを証するに足る夫より俱樂部の食堂に於て懇親会を開く席上靈魂論あり敬神論出て宗教論起る懷中より御守を出す者あれは之に応して亦それを取出して慈母の命に依り常に身を離さすと言ふ者あり談論漸く熟して迷信論に移り進ては造化の不可思議に及び又或は東西風習の相異なる所を示して人を失笑せしむるあり日本に虚礼の多きは恥つへきなりと嘆する者あれは日蓮上人の人と為りを評する者ありて談笑湧くか如く何時果つへしとも思はれず其各自十二分の快を尽して散会したるは十時を過ぐ当日の講演会又は宴会に出席せられたるは來賓奥田義人、美濃部達吉、小河滋次郎諸氏を始め石山彌平、稻田周之助、伊藤祐治(マツ)、花井卓藏、林頼三郎、大場茂馬、小俣房吉、大松直重、川島仟司、川久保源治、難波弁太郎、町田松次、松保善助、小谷三雄、天野徳也、斎藤勇、佐々木祥吉、喜多孝治、三田由太郎、篠崎仙司、森源作の諸氏なり